



電 委 第 1 3 号

令 和 2 年 3 月 4 日

総 務 大 臣

高 市 早 苗 殿

電気通信紛争処理委員会

委 員 長 田 村 幸

諮問第11号事案に係る質問に対する回答提出についての依頼

令和2年2月4日付け諮問第11号をもって総務大臣から諮問（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条において準用する同法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問）された裁定案に関し、電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第3条の規定に基づき、回答を求めます。

つきましては、別紙の質問事項について、令和2年3月11日（水）までに書面により当委員会に提出願います。

なお、提出された回答については、日本通信株式会社及び株式会社NTTドコモに対し開示を行います。

(別紙)

総務大臣に対する質問事項

令和2年2月4日付け諮問第11号をもって総務大臣から諮問された裁定案に関し、以下の質問事項に回答願います。なお、意見の提出機会の付与は本件をもって終了します。

問 これまでに日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）及び株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）から提出された意見書に対して、特に補足することがありましたら、当該意見書別・項目別に理由及び証拠とともに提出願います。

(留意事項)

- ・日本通信からの同月28日付け「意見書」及びドコモからの同日付け「意見書」を添付します。

(以上)